

もしものときのために

あなたのお名前など

氏 名	
電話番号	

緊急連絡先

氏 名	
電話番号	

お問合せ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市健康福祉局高齢福祉課
「広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター」
082-512-0290

【ここから下は記入しないでください。】

(広島市記入欄)

4P	2P	健診等	1P	合計

平成29年8月発行

2017

平成29年8月

発行



高齢者 いきいき活動 ポイント 手帳

使用期間

平成29年(2017年)9月1日～平成30年(2018年)8月31日

登録番号

11069805



氏 名

庄司 巖

#41206248

1109007#

広島市

目次

事業の概要	2 ページ
ポイント事業への参加と手帳の利用方法	3 ページ
注意事項	4 ページ
ポイント対象となる活動の例	5～8 ページ
4ポイント押印ページ	9・10 ページ
2ポイント押印ページ	11・12 ページ
健診等押印ページ	13・14 ページ
1ポイント押印ページ	15～18 ページ

公共交通機関利用助成のパスピー利用に伴う助成金振込口座を登録されている方は、広島市へのポイント手帳の提出をもって、この口座を奨励金振込口座とすることに同意されたものとして取り扱わせていただきます。

また、返送していただいたポイント手帳のデータについては、個人が特定できないよう統計的に処理し、本事業の効果を検証するために使用します。

なお、これに伴い、医療費、介護給付費、その他これらに類する効果検証に必要な情報の使用についても同意されたものとして取り扱わせていただきます。

事業の概要

Q どんな事業なの？

高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行うボランティア活動や健康づくり・介護予防に取り組む活動の実績に基づきポイントを付与し、1年間に貯めたポイント数に応じて奨励金を支給します。

Q どんな人が対象になるの？

平成29年9月1日現在、広島市在住の70歳以上の方です。(障害者公共交通機関利用助成利用者を除きます。)

Q どんな活動が対象になるの？

①地域の支え手となる活動(ボランティア活動)、②健康診査等の受診、③自らの健康づくりや介護予防に取り組む活動(地域のサロンや介護予防教室、グラウンドゴルフなど)です。詳しくは、5～8ページを御覧ください。

Q ポイントを貯めた後はどうすればいいの？

広島市がお配りしている返信用封筒でポイント手帳を広島市に御提出ください。1ポイントを100円に換算して奨励金を支給します。(上限額:1万円。ただし、高齢者公共交通機関利用助成利用者は7千円)

ポイント事業への参加と手帳の利用方法

- 1 ポイントがもらえる活動団体の中から参加したい団体を探し、活動への参加を申し込みます(ポイントがもらえる活動団体は、同封した案内や広島市ホームページを御覧ください。)
- 2 活動時にこの手帳を忘れず携帯します。
- 3 活動に参加したら、活動団体からこの手帳にスタンプを押してもらいましょう(活動先があなたの活動実績を確認できない場合は、スタンプを押してもらえません。)
- 4 ポイント手帳の使用期間終了後(平成30年9月1日以降)又は100ポイント*貯まったら、広島市がお配りしている返信用封筒でこの手帳を広島市に返送します(*高齢者公共交通機関利用助成を受けている場合は70ポイントが上限です。)
- 5 広島市は、返送されたポイント手帳に基づき獲得ポイント数を集計し、1ポイントを100円に換算した奨励金を、高齢者御本人の預金口座に振り込みます。

(参考)平成30年8月に、また新しい手帳をお送りする予定です。

注意事項(必ずお読みください。)

高齢者公共交通機関利用助成を受けている方が奨励金の上限を100ポイントにするためには、市役所高齢福祉課又は各区健康長寿課で変更手続きが必要です。

ポイント付与の対象となるボランティア活動には、有償ボランティア(交通費等の実費程度の謝金を受け取る場合に限る。)も含まれます。

ポイント付与の対象となるボランティアには、希望しても定員等の関係で参加できない場合や、登録に当たり、資格や研修の受講が必要なものもあります。

ポイント付与の対象となる活動をして、スタンプを持っていない団体からはポイントをもらうことはできません。

ポイント手帳を他人に貸したり、譲渡することはできません。

貯めたポイント数を次の期間に繰り越すことはできません。

この手帳を紛失された場合、手帳は再交付できますが、それまでに貯めたポイント数は無効になります。紛失した手帳が見つかった場合でも、2つの手帳のポイント数を合算することはできません。

ポイント手帳は、平成31年3月31日まで(必着)に広島市に御返送ください。期限までに御返送いただけない場合は、奨励金を支給することができません。

4 ポイント対象となるボランティア活動

- 1 常設オープンスペースや地域のオープンスペースでの支援活動(子育て支援ボランティア活動)

※オープンスペースとは、乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所です。



- 2 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での支援活動(清掃、配膳、洗濯、通園時の駐車場誘導の交通整理など)



- 3 高齢者や障害者の外出支援(付き添い介助)

- 4 視覚障害者に対する点訳・音訳

- 5 聴覚障害者に対する手話・要約筆記



4ポイントの対象は以下の活動だけです。

- 6 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)における住民主体型生活支援訪問サービスの生活支援



- 7 ①～⑥の各ボランティア活動を調整・マッチングするボランティアコーディネーターとして行う活動

- 8 総合事業における地域高齢者交流サロン運営事業の世話人としての活動



- 9 総合事業における地域介護予防拠点整備促進事業の世話人としての活動

- 10 総合事業における認知症カフェ運営事業のスタッフとしての活動



※総合事業は、介護保険制度の中で行う介護予防や生活支援のための事業です。

自立した日常生活を送ることを目的に、一人一人の目標や状態に合わせたサービスが提供されます。

2 ポイント対象となるボランティア活動の例示

以下の例示以外にも広く対象となります。

地域団体等の取組

- ふれあい・いきいきサロンの世話人（※総合事業の補助を受けていないもの。）としての活動
- 老人クラブの会員として高齢者の見守りや生活支援を行う友愛活動（※総合事業の補助を受けていないもの。）
- 高齢者地域支え合い事業における協力員としての見守り活動
- 一人暮らし高齢者などへの配食や困りごと相談
- 介護施設等への訪問（手品、おどりなどの披露）
- 町内や河川の清掃活動
- 児童の登下校の見守り
- 学区体育協会におけるスポーツ指導
- 地区青少年健全育成連絡協議会におけるあいさつ運動、安全パトロール
- 自主防災会における災害発生時の支援など

※総合事業の補助を受けているものは、4ポイントの対象です。

その他のグループでの取組

- パソコンやスマートフォン等の操作指導
- リサイクルのための空き缶収集
- 観光・平和ガイド
- 伝統文化の継承・振興活動
- 被爆体験の伝承活動など

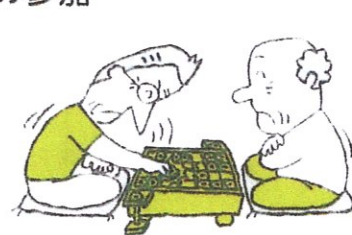


1 ポイント対象となる健康増進・介護予防活動の例示

以下の例示以外にも広く対象となります。

- 地域住民が運営する介護予防教室などへの参加
- 町内会や地区社会福祉協議会などが実施するふれあい・いきいきサロンなどへの参加
- 地域で集まって行うゲートボールやグラウンドゴルフなどへの参加
- 囲碁や将棋、手芸など趣味のサークルなどへの参加
- フィットネスクラブやカルチャースクールへの参加
- スーパーマーケット等が地域住民を対象に行っている体操の集いへの参加
- 個人でグループを作って行うラジオ体操やウォーキングへの参加

など



4

スタンプ欄

ポイント 地域の支え手となる活動

活動団体の方へ **スタンプを押す前に御確認ください!**

- 1回の活動につき1つのスタンプを押印し、日付を記入してください(1度に4つのスタンプを押印しないでください)。
- この活動のスタンプ押印は、1日につき1回までです(同日にポイント区分が異なる活動をした場合は、該当ページに押印してください)。
- スタンプを押し間違えたときは、その欄に大きく×を記入し、正しい欄に押印してください(欄が不足したら予備欄を使用)。

右へ →

月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

特定のボランティア活動

4ポイントの対象となる活動

4ポイントの対象となる活動は限定されています。
対象となる活動は、5・6ページを御覧ください。
以下は一例です。



- ①子育て支援ボランティア活動
- ②介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での支援活動
- ③介護予防・日常生活支援総合事業のボランティア活動

月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

4ポイント

地域の支え手となる活動

2 スタンプ欄

ポイント 地域の支え手となる活動

活動団体の方へ **スタンプを押す前に御確認ください!**

- 1回の活動につき1つのスタンプを押印し、日付を記入してください(1度に2つのスタンプを押印しないでください)。
- この活動のスタンプ押印は、1日につき1回までです
(同日にポイント区分が異なる活動をした場合は、該当ページに押印してください)。
- スタンプを押し間違えたときは、その欄に大きく×を記入し、正しい欄に押印してください(欄が不足したら予備欄を使用)。

右へ →

月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日

一般的なボランティア活動

2ポイントの対象となる活動

4ポイント対象以外のボランティア活動が対象になります。詳しくは、7ページを御覧ください。



月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日

2ポイント

地域の支え手となる活動

医療機関の方へ スタンプを押す前に御確認ください!

- 受診された健(検)診につき1つのスタンプを押印し、日付を記入してください。

健診の区分					押印・日付 記入欄	
健康診査 ※1	①特定健康診査 広島市国民健康保険に加入されている方又は、協会けんぽなどの医療保険に加入されている方(被扶養者を含む。)					月 日
	②後期高齢者医療の健康診査 75歳以上又は、一定の障害を有すると認められた65歳以上74歳以下の後期高齢者医療の被保険者の方					月 日
③被爆者 健康診断 ※1	月 日	月 日	月 日		月 日	
④被爆二世健康診断 ※1						月 日
⑤節目年齢歯科健診						月 日

医療機関の方への注意事項

- ※1 ①～④はいずれか1つしか押印できません。
 ※2 ③欄は、年4回(4つ)までスタンプ押印が可能です。がん検診欄に1つでもスタンプ押印がある場合には、スタンプ押印は3つまでです。

- スタンプを押し間違えたときは、その欄に大きく×を記入し、正しい欄に押印してください。欄が使用できない状態(例えば胃がん検診の欄に×が記入されている人が胃がん検診を受診した場合)のときは、予備欄にスタンプ押印、日付を記入してください。

がん検診の区分		押印・日付 記入欄		がん検診の 区分		押印・日付 記入欄	
がん検診	⑥胃がん検診		月 日	⑨子宮頸がん 検診(子宮 がん検診)		月 日	
	⑦肺がん検診		月 日	⑩乳がん検診		月 日	
	⑧大腸がん 検診		月 日	⑪多発性 骨髄腫検診		月 日	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

- ※3 ⑪は、③及び④の対象の方しか受診できないため、これらの方以外にはスタンプ押印できません。

活動団体の方へ **スタンプを押す前に御確認ください!**

- 1回の活動につき1つのスタンプを押印し、日付を記入してください。
- この活動のスタンプ押印は、1日につき1回までです
(同日にポイント区分が異なる活動をした場合は、該当ページに押印してください)。
- スタンプを押し間違えたときは、その欄に大きく×を記入し、正しい欄に押印してください(欄が不足したら予備欄を使用)。

右へ →

月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日

1ポイントの対象となる活動

詳しくは、8ページを御覧ください。



月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日

活動団体の方へ スタンプを押す前に御確認ください!

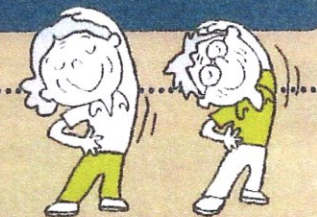
- 1回の活動につき1つのスタンプを押印し、日付を記入してください。
- この活動のスタンプ押印は、1日につき1回までです
(同日にポイント区分が異なる活動をした場合は、該当ページに押印してください)。
- スタンプを押し間違えたときは、その欄に大きく×を記入し、正しい欄に押印してください(欄が不足したら予備欄を使用)。

右へ➡

月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

1ポイントの対象となる活動

詳しくは、8ページを御覧ください。



月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

広島市高齢者いきいき活動

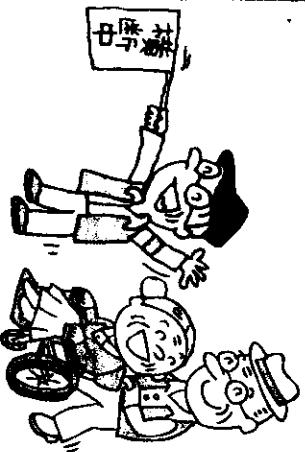
ポイント事業の制度について

・高齢者いきいき活動ポイント事業について

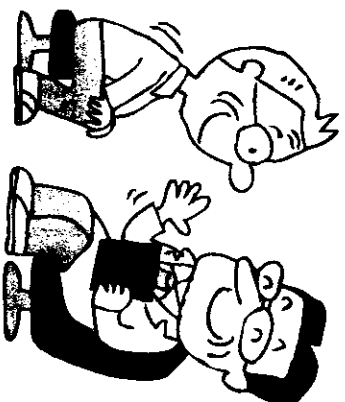
この事業は、高齢者の社会参加を促進するため、広島市内に住所を有する70歳以上（月1日現在）の高齢者が行うボランティア活動や健康づくりのための活動などの実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて、奨励金を支給する事業です。

ポイントの対象になる活動とポイント数

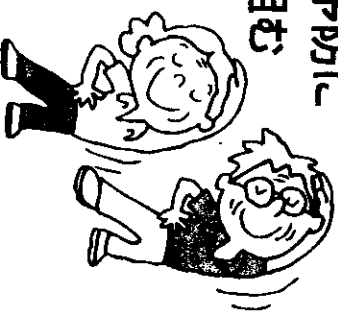
地域の支え手となる
活動（ボランティア活動）



健康診査等の受診



自らの健康づくり、
介護予防に
取り組む
活動



1日1回 **4**ポイント

又は **2**ポイント

（内容による。）まで

1健（検）診

2ポイント

1日1回

1ポイントまで

ポイントの対象となる活動は、大きく分けて、次の4つに分類されます。

- ① ボランティア活動のうち、**広島市が指定する特定のもの**（4ポイント対象）
 - ② ①以外のボランティア活動（2ポイント対象）
 - ③ 健康診査やがん検診等の受診（2ポイント対象）
 - ④ 自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動（1ポイント対象）
- 具体的には、活動団体応募の手引・事務処理手順P1～3を御覧ください。

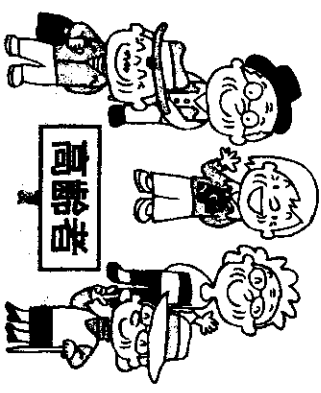
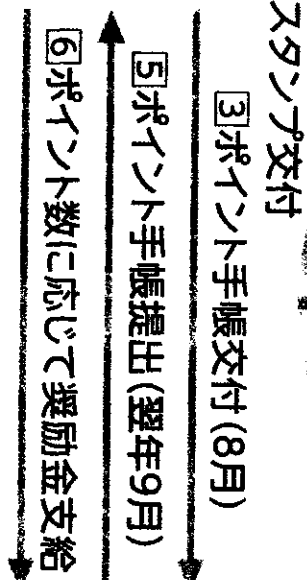
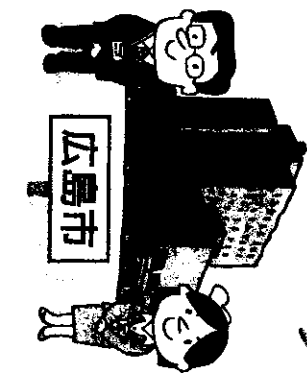
お問い合わせ先

広島市高齢者いきいき活動ポイント事業等コールセンター 082-512-0290

＜イメージ図＞ **①登録**
(随時受付)



④ポイント手帳にスタンプ押印
(活動の都度)



スタンプの押印方法

手順1 ページの色を御確認ください。活動内容に応じて、スタンプを押すページが異なります。

4ポイント	2ポイント	2ポイント	1ポイント
特定の ボランティア活動	一般的な ボランティア活動	健康診査・ がん検診等	健康づくり・ 介護予防活動
水色	桃色	緑色	肌色

手順2 押印欄を御確認ください。一人の高齢者が、一日に押してもらえるスタンプの数には上限があります。

スタンプの押印は、次の①～③の活動の区分毎に、1日につき1回まで(同じ日に①、②、③をそれぞれ1回ずつ押印することは可能)です。

- ①地域の支え手になる活動(4ポイント対象)
 - ②地域の支え手になる活動(2ポイント対象)
 - ③自らの健康づくり・介護予防に取り組む活動(1ポイント対象)
- スタンプを押す際には、そのページに、同じ日付でスタンプが押されていないか(同日、その活動が既に実施されていないか)、確認するようにしてください。なお、※健康診査やがん検診等の受診(2ポイント対象)については、1日の回数の上限はありません。

※健(検)診等の受診については、医療機関が押印します。

手順3 スズメに合わせてスタンプを押し、活動日を記載してください(スタンプを事後押印する場合も、押印日ではなく、活動日を記載)。

押印するページを間違えた場合は
間違えた欄に ×印をつける 正しいページに
押印して日付を記載

月	日
---	---

広島市 いきいき ポイント 9999	月	日
-----------------------------	---	---

広島市 いきいき ポイント 9999	9月	1日
-----------------------------	----	----

広島市 いきいき ポイント 9999	9月	1日
-----------------------------	----	----

広島市 いきいき ポイント 9999	9月	1日
-----------------------------	----	----

【2ポイントのページ】 【1ポイントのページ】

よくあるご質問

ポイント付与の対象になる活動に関すること

Q1 ポイントの付与に当たり、活動時間は最低何時間以上という決まりはありますか？

活動時間数に決まりはありません。短い活動時間であっても、各団体において、高齢者がポイント付与の対象となる活動を行った実績を確認したのであれば、ポイントを付与することができます。

ただし、ポイント目的で意図的に活動の最初だけ、あるいは終了間際に参加したと考えられるような場合には、ポイントを付与していただく必要はありません。

Q2 交通費や謝金などを支給しているボランティア活動も、ポイント付与の対象になりますか？

交通費や昼食代など実費程度の謝金を受け取る場合に限り、有償ボランティアも、ポイント付与の対象になります。なお、雇用契約や請負契約などに基づいて行う活動は対象になりません。

スタンプの管理・押印に関すること

Q1 臨機応変に活動団体のメンバーが押印できるように、スタンプを誰でも簡単に持ち出せる場所で管理してもよいですか？

スタンプを押すことができるのは、スタンプ管理責任者とスタンプ管理副責任者です。スタンプ押印は、高齢者への奨励金支給に重要な役割を担うものですので、スタンプを紛失しないよう、また、適正な押印が行われるように適切に管理してください。

Q2 団体としての活動であっても、一人で活動する場合もあり、実績確認が難しい場合もあると思います。活動実績は、どの程度確認すればよいのですか？

高齢者が活動している姿を実際に確認し、当日スタンプを押印していただくことが基本となります。しかしながら、例えば、町内会として実施する児童の登下校の見守り活動を各人が離れた場所で行うため、実績確認が難しいというケースも想定されます。こうした場合は、あらかじめ、見守りの当番表を作成しておき、後日、活動団体の会合や個別に活動内容の報告を求めることなどをもって、実績確認とすることもできます。

Q3 活動実績を確認できなかった場合でも、高齢者から強く求められたらスタンプを押してしまいそうです。どうすればよいですか？

高齢者の活動実績が確認できない場合には、いくら強く求められてもスタンプを押さないでください。断っても、高齢者からスタンプを押すよう求められ続けた場合は、広島市に御連絡ください。

Q4 ポイント手帳を忘れた高齢者には、後日、スタンプを押してもよいのですか？

活動実績が確認できれば、後日でもスタンプを押すことができます。高齢者がポイント手帳を持参し忘れた場合には、例えば、活動団体が活動日誌やその高齢者の活動実績をメモとして残しておき、後日、それを基にスタンプを押すという方法が考えられます。

Q5 後日スタンプを押す場合、記入する日付はどうすればよいですか？

押印した日ではなく、実際に活動された日付を記入してください。

Q6 スタンプを押す色に決まりはありますか？

決まりはありません。また、朱肉、スタンプ台

のいずれを使用していただいても結構です。

Q7 間違ってスタンプを押した時はどうすればよいですか？

間違って押したスタンプの上に×印を記入し、※正しい欄にスタンプを押し直し、日付を記入してください。表面のスタンプの押印方法を参照

Q8 複数の活動団体が共催する行事に高齢者が参加した場合、どの活動団体がスタンプを押せばよいのですか？

高齢者の活動実績を確認できる活動団体であれば、どの団体がスタンプを押していただいても結構です。ただし、複数の団体が重複してスタンプを押さないよう、その日の日付で既にスタンプが押されていないか、ポイント手帳の該当する活動のスタンプ押印ページをよく確認してください。

Q9 町内会や老人クラブなどの行事に、自分たちの地域外からも参加者があります。この場合、他の地域からの参加者にもスタンプを押してよいのですか？

活動実績の確認ができれば、スタンプを押していただくことができます。

Q10 高齢者地域支え合い事業の見守り協力員に対する実績確認は、どのようにすればよいのですか？

見守りの都度、実績確認することは困難だと思います。例えば、ネットワーグ組織が活動団体として登録し、定例会での見守り活動記録の報告をもって後日スタンプを押していただくなど、地域の実情に応じて工夫していただきたいと考えています。

Q11 活動団体が、ポイントを集計する必要はありますか？

活動団体は、ポイントを集計する必要はありません。活動団体は、高齢者の参加の都度、①スタンプを押して、②日付を記入して

いただくだけで結構です。ポイントの集計は、高齢者から広島市にポイント手帳が返送された後、広島市が実施します。

Q12 活動団体登録届出書を提出してからスタンプが交付されるまでの間に、ポイント付与の対象となる活動の実績確認を行った場合、その活動にポイント付与はできますか？

平成29年9月1日以降の活動であれば、遡ってポイントを付与できます。

Q13 スタンプを失くした場合、再交付してもらえますか？

再交付の届出を行っていただきますが、本市において、紛失された状況等を確認させていただいた上で再交付の決定を行いますので、まずは高齢福祉課まで御連絡ください。なお、適正な管理が行われず、スタンプを紛失された場合には、活動団体としての登録を取り消す場合があります。

Q14 市として、スタンプ押印の不正防止策をどのように考えているのですか？

不正防止を図るため、スタンプ押印を担っていたく団体やグループには、スタンプ押印の趣旨を理解し、適切な使用等に努めることに同意して本市に登録していただくとともに、団体名や活動内容は本市ホームページ等で公表させていただきます。また、スタンプには、通し番号を付け、どの団体に交付したスタンプであるかを市の台帳上で管理の上、制度開始後、必要に応じて、活動団体の事業の実施状況を確認させていただくことを考えています。

その他

Q1 届出書に記載した内容に変更が生じました。どうすればよいですか。

軽微な変更（活動内容の追加など）を除き、変更届を提出していただく予定です。